## 3 相談窓口の利用等の状況

## (1) 窓口の設置状況

国は、下請取引をめぐる事業者が抱える個別の問題や悩みに即して、その解決を図るため、下請取引に関し、事業者からの相談等を受け付ける窓口を各地に設置している。公正取引委員会は本局及び地方事務所・支所に、中小企業庁は本庁及び経済産業局に、それぞれ下請取引に係る窓口を設置し、事業者からの相談等を受け付け、申告事案については、必要に応じて事実確認や立入検査を行った上で、下請法違反が確認された場合には指導、勧告・公表などの対応を行っている。

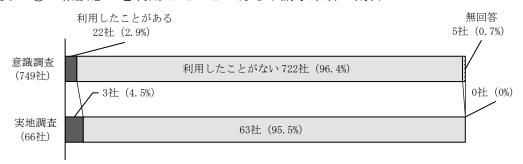
また、中小企業庁は、ブロック機関である各経済産業局の窓口とは別に、全国 48 か所に「下請かけこみ寺」を設置し、下請等中小企業からの相談等に対し、問題の解決に向けた助言等を行うとともに、下請法違反になり得るものであり、相談者(下請事業者)が法の厳正な執行を求める事案については、下請かけこみ寺の本部(公益財団法人全国中小企業取引振興協会が役割を担っている。以下「下請かけこみ寺本部」という。)を経由して経済産業局に取り次ぐこととしている。なお、事案を取り次いだ経済産業局では、自ら受け付けた案件と同様、必要に応じ事実確認等を行うなど所要の対応を行う。

国土交通省においても、地方整備局に建設関係の下請取引を含む建設業法違反に関する通報窓口として、「駆け込みホットライン」を設置しており、事業者からの相談等に対して必要な案内や助言などをしているほか、建設業法違反になり得る事案を受け付けた場合には、必要な事実確認、検査等を実施し、違反が認められれば監督処分、指導を行っている。なお、各都道府県でも、建設業法に基づく指導監督機関の立場から、相談等を受け付け、地方整備局と同様の処理を行っている。

## (2) 窓口の利用状況

前掲 1(2)のとおり、例えば、下請かけこみ寺が受け付けた相談件数は年々増加している 状況ではあるものの、当省が調査した結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けても 相談窓口を利用する下請事業者は少数となっている。

具体的には、図表 3-①のとおり、意識調査の結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者749社のうち、相談窓口を利用したものは22社(2.9%)、 実地調査の結果でも同66社のうち3社(4.5%)のみという状況にある。



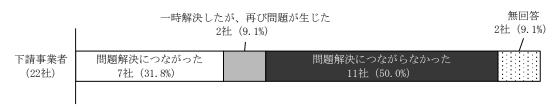
図表 3-① 相談窓口を利用したことがある下請事業者の割合

(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

なお、相談窓口を利用していない下請事業者の対応をみると、実地調査の結果では、 下請事業者 63 社のうち 29 社は、親事業者と自ら交渉するなどの対応を行っていた。一 方、過半数の下請事業者 (34 社) は、これまでの商慣行として、又は取引停止のリスク の懸念などから、禁止行為に該当し得る行為を甘受していた。

他方、実際に窓口を利用した事業者について、利用したことで問題の解決につながったかどうか (効果)を調べたところ、図表 3-②のとおり、禁止行為に該当し得る行為を受け、窓口を実際に利用した下請事業者 22 社のうち 7 社、約 3 割 (31.8%)が「問題解決につながった」と評価している一方で、22 社のうち 11 社、5 割の下請事業者は「問題解決につながらなかった」との評価となっている。

# 図表 3-② 相談窓口の利用による問題解決の状況



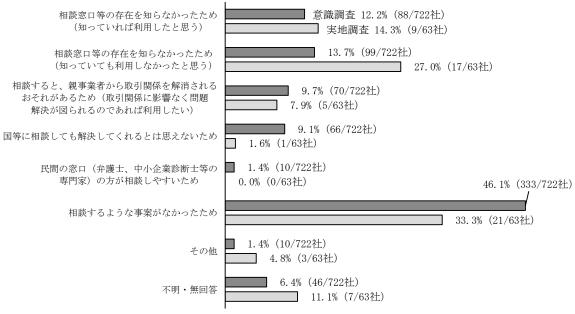
(注) 意識調査の結果による。

## (3) 窓口を利用しない理由

相談窓口を利用しない理由をみると、図表 3-③のとおり、「相談するような事案がなかったため」(意識調査の結果で 46.1%、実地調査の結果で 33.3%)と回答したもの (注) を除くと、主に、①窓口の存在を知らなかった(意識調査 12.2%、実地調査 14.3%)、②取引関係の解消を恐れて相談できなかった(意識調査 9.7%、実地調査 7.9%)ことを挙げている。

(注) 「相談するような事案がなかった」と回答した者のうち、7 割超が法の禁止行為を十分知らない事業者(意識調査の結果で76.9%、実地調査の結果で71.4%) であることを考慮すると、「相談するような事案がなかった」と回答した下請事業者と取引先の親事業者との間に「不当な取引がなかった」と直ちに解釈することはできないと考えられる。

## 図表 3-③ 相談窓口を利用しなかった理由

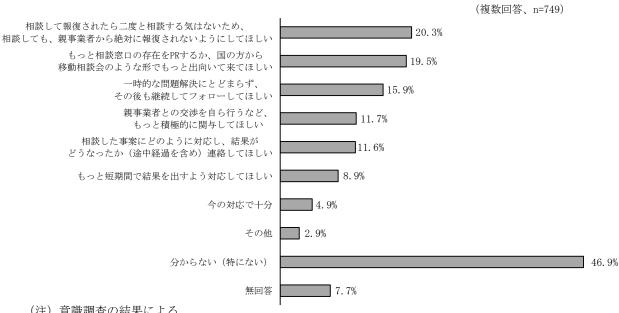


- (注1) 意識調査及び実地調査の結果による。
- (注2) この設問は、一つだけ回答するよう求めているが、複数回答しているものについては「不明」として 処理している。

## (4) 窓口の対応に関する要望

前掲⑵のとおり、下請事業者は禁止行為に該当し得る行為を受けても相談窓口を利用 しない場合が多い。そこで、窓口の対応に関してどのようなことが求められているかに ついてみると、意識調査の結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下 請事業者からは、図表 3-④のとおり、①親事業者からの報復の防止 20.3%、②窓口の周 知又は国の方から出向く対応 19.5%、③継続的なフォロー15.9%、④国の積極的な関与 11.7%、⑤事案の処理結果の連絡(途中経過を含む。) 11.6%、といった意見要望が聴 かれた。

図表 3-4 窓口対応に関する下請事業者の意見要望



## (5) 窓口における事務処理の実態

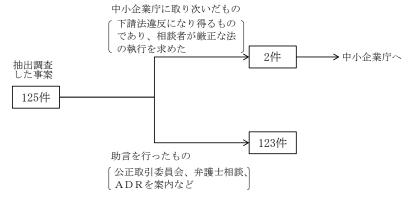
# ア 事務処理の概況

今回、12 下請かけこみ寺、7 地方整備局及び 10 都道府県(建設業法所管部局)について、個別事案の対応を含め事務処理の状況を調査したところ、これらの窓口における下請事業者からの相談等の処理の概況は、次のとおりである (注)。

- (注)公正取引委員会の本局及び地方事務所・支所並びに経済産業局の窓口については、受け付ける事案の多くが親事業者からのものなどであることから、下請事業者からの申告等があった場合の一般的な対応方法等は聴取しているものの、個別事案の処理状況は今回調査していない。
- ① 12 下請かけこみ寺が受け付けた相談等から 125 件を抽出 (注1) して処理状況をみたところ、図表 3-⑤のとおり、公正取引委員会に相談するよう案内する、弁護士による無料相談や裁判外紛争解決手続(ADR)を案内するなどの教示・助言を行ったものは 123 件であった。また、下請法違反になり得るものであり、かつ、相談者が下請法の厳正な執行を求めたため、下請かけこみ寺本部を通じて中小企業庁に事案を取り次いだものは 2 件となっていた (注2)。(なお、下請かけこみ寺全体でみても、同期間中に下請かけこみ寺本部を通じて、中小企業庁又は経済産業局に取り次いだ事案は上記 2 件のみである。)
  - (注1) 12下請かけこみ寺が平成27年4月から当省の調査時点(平成29年8月からおおむね11月まで。以下同じ。)までに受け付けた相談等について、1下請かけこみ寺当たり10件(下請かけこみ寺本部においては20件)を目安に抽出した。なお、受付事案が少ないことにより、10件に満たない下請かけこみ寺がある。
  - (注2) 前掲(1)のとおり、下請かけこみ寺は下請かけこみ寺本部を通じて経済産業局に事案を取り次ぐこととしているが、これら2件は、親事業者が全国に営業所を展開する企業である事案(1件)、下請Gメンの派遣を求める先例のない事案(1件)であったことから、経済産業局ではなく中小企業庁に取り次いでいる。

下請かけこみ寺においては、おおむね即日で相談者に助言等を行い、処理が完了 (抽出調査した 125 件のうち 122 件は受付日に処理が完了)している。また、上記 2 件の中小企業庁に取り次いだ事案についても、速やかに相談者に結果が連絡されていた。

図表 3-⑤ 調査した下請かけこみ寺における相談等の処理概況



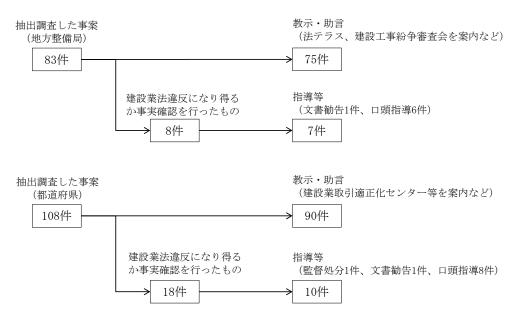
(注) 当省の調査結果による。

- ② 調査した 7 地方整備局(駆け込みホットライン)が受け付けた相談等から 83 件を抽出 (注1) して処理状況をみたところ、図表 3-⑥のとおり、法テラス(日本司法支援センター)などの法律相談窓口や建設工事紛争審査会 (注2) などを案内するなどの教示・助言を行ったものは 75 件、建設業法違反になり得るか事実確認を行ったものは 8 件となっていた。なお、事実確認の結果、建設業法違反が確認されたことにより、文書勧告 1 件及び口頭指導 6 件を行っている。
  - (注1) 7地方整備局が平成27年度から当省の調査時点までに受け付けた相談等について、1地方整備局当たり10件から20件を目安に抽出した。
  - (注2) 建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき、国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関(裁判外紛争処理機関)である。

また、調査した 10 都道府県が受け付けた相談等から 108 件を抽出 (注1) して処理 状況をみたところ、図表 3-⑥のとおり、建設業取引適正化センター (注2) や建設工 事紛争審査会などを案内するなどの教示・助言を行ったものは 90 件、建設業法違 反になり得るか事実確認を行ったものは 18 件となっていた。なお、事実確認の結 果、建設業法違反が確認されたことにより、監督処分 1 件、文書勧告 1 件及び口頭 指導 8 件を行っている。

- (注1) 10都道府県が平成27年度から当省の調査時点までに受け付けた相談等について、1都道府県当たり10件から20件を目安に抽出した。なお、受付事案が少ないこと等により、半数の都道府県は10件未満となっている。
- (注2) 建設業取引適正化センターは、国土交通省の委託事業により、公益財団法人建設業適正取引推 進機構が東京都及び大阪府に設置しており、建設工事の請負契約をめぐるトラブルについて、弁 護士等の相談指導員が無料で相談に応じている。

## 図表 3-⑥ 調査した地方整備局及び都道府県における相談等の処理概況



(注) 当省の調査結果による。

## イ 窓口における実際の対応状況(下請事業者の要望との比較検証)

調査対象 12 下請かけこみ寺、7 地方整備局及び 10 都道府県における受付事案の実際の対応状況について、下請事業者の窓口の対応に関する意見要望(前掲(4)) と照らし合わせつつ分析したところ、以下のような結果がみられた。

## (窓口の周知又は国の方から出向く対応)

前掲(3)のとおり、窓口の存在自体が十分知られていないが、今回の調査結果では約2割の下請事業者から、「もっと相談窓口の存在をPRするか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いてきてほしい」との意見要望が示されている。

窓口の周知については、現在はホームページやポスターなどによる広報が行われているが、前掲(3)のとおり、いまだ十分に浸透しておらず、「窓口の存在を知っていれば利用したと思う」としている事業者も相当程度いることを踏まえれば、一層の周知が必要と考えられる。

また、国の方からもっと出向いていくという取組に関しては、(下請かけこみ寺などとは別の取組として)平成29年1月から、中小企業庁が下請Gメンによる下請事業者への訪問調査を開始している(当該取組については後掲4(3))。

## (親事業者による報復の防止)

窓口対応に関する下請事業者の意見要望のうち、今回の意識調査で最も多かったのは「相談しても親事業者から絶対に報復されないようにしてほしい」ということ、すなわち「報復の防止」であった。このことに関し、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県における対応状況をみると、下記の1機関を除く全ての機関において、相談等を行った後に親事業者との取引関係に影響が出ていないか(取引は継続しているか、報復が行われたおそれはないか)などの下請事業者への報復に関する状況を把握する取組は行われていなかった。

(参考) なお、公正取引委員会では、下請事業者から下請法違反の申告等を端緒として指導等を行った場合には、当該親事業者とその取引相手の下請事業者(親事業者から提供されるリストによる) に対して、事後に行う書面調査により、報復が行われていないか確認しているとしている。

# 【相談対応後に下請事業者の取引の状況をフォローしている例】

下請センター東京(東京都に置かれている下請かけこみ寺)は、相談対応後の状況把握と相談業務の改善にいかすため、平成21年度から毎年、前年度に受け付けた相談事案(匿名での相談や他の相談機関を紹介したもの等を除く。)について、相談者から相談後の解決状況、相談者が選択した解決のための手段、取引の継続状況を電話で聴取している。

例えば、平成27年度に受け付けた事案では、対象となる235件のうち100件について相談者から回答を得ており、その結果をみると、相談後の解決状況は、全面解決49件、部分解決16件、係争中13件、解決しなかった22件となっており、また、取引の継続状況は、継続している13件、継続していない87件となっている。

いまだ問題が解決していない場合や新たな問題が生じている場合があり、その場合には、下請事業者に対するフォローの一環として、電話で聴取している相談員がそのまま相談対応している。

なお、下請センター東京では、相談を受け付けたその翌年度のフォローでは相談 者から十分な回答が得られないことがあり、より効果的な状況把握を行うため、よ り短い間隔で聴取することを検討したいとしている。

#### (継続的なフォロー)

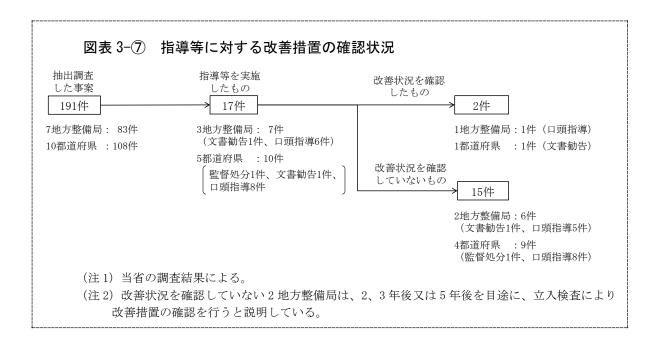
今回の調査では、一定の事業者から、「一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい」とする意見要望があったが、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県においては、上記のとおり、相談者等の事後の取引状況を把握する取組は行われていなかったほか、調査した地方整備局及び都道府県においては、次のとおり、相談等を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していないものが多数みられた。

(参考) なお、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者に対して指導や勧告を行った場合には、事案 の内容に応じて改善報告書の提出を求め、改善措置がとられたか確認を行っているとしている。

## 【指導等を行った後、改善措置の状況を確認していない例】

地方整備局及び都道府県では、図表 3-⑦のとおり、抽出調査した 191 件のうち 17 件 (地方整備局 7 件、都道府県 10 件) について、親事業者に対する指導等を行っているが、このうち親事業者による改善措置の状況を確認しているものは 2 件(地方整備局 1 件、都道府県 1 件) のみで、残る 15 件(地方整備局 6 件、都道府県 9 件) については、親事業者が改善措置を講じたかどうかの確認を行っていなかった。

例えば、書面による契約締結の義務を遵守するよう口頭で指導した事案に関して、是 正報告書により改善状況を確認している地方整備局の例がある一方で、書面による契約 締結の義務を遵守することと「赤伝処理」(請負金額の減額処理)をしないよう口頭で 指導した事案に関して、対応する職員不足を理由に親事業者の改善状況を確認していな い都道府県の例があった。



## (事案の処理結果の連絡)

今回の調査では、「相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか(途中経過を含め)連絡してほしい」とする事業者の意見要望も把握されたところである。この点に関し、建設業法違反の通報や下請法違反の申告を受けて処理した結果について、各機関における通報者や申告者への連絡状況をみると、次のとおりであった。

建設業法違反の被疑事実についての通報に関して、調査した地方整備局及び都道府県の対応をみると、抽出調査した191件(7地方整備局83件、10都道府県108件)のうち26件(4地方整備局8件、7都道府県18件)について、通報を端緒に事実確認等を行っているが、このうち通報者に処理結果を連絡したものは15件(1地方整備局1件、5都道府県14件)となっており、残る11件(3地方整備局7件、3都道府県4件)(注)は、通報者に処理結果を連絡していなかった。

(注) 1 都道府県は、通報者に処理結果を連絡した場合と連絡していない場合があるため、処理結果を連絡した都道府県の数と連絡していない都道府県の数の合計は、事実確認等を行った都道府県の数と 一致しない。

上記4地方整備局及び7都道府県について、通報者に対する処理結果の連絡に関する方針や考え方をみたところ、①希望する通報者に対しては、処理結果を連絡する(4 都道府県)、②事案に応じて連絡する場合と連絡しない場合がある(2 地方整備局1 都道府県) (注)、③親事業者が立入検査や指導を受けたという情報が外部に伝わると当該親事業者の評判が落ちるなど不利益が生ずるおそれがあり、通報を受け付けた際に調査結果は連絡しないと通報者にあらかじめ伝えているなどとして、事案にかかわらず、通報者に処理結果は連絡しない(2 地方整備局、2 都道府県)となっており、機関ごとに取扱いが異なっていた。

(注) 例えば、1 都道府県においては、親事業者が建設工事紛争審査会に申請することとした場合には連絡していない。

また、例えば、書面による契約締結がなされず請負代金の未払が生じている通報事業であり、かつ、最終的に親事業者に対して、書面による契約締結の励行について指導した事案(8件)の中でも、処理結果を連絡しているケース(2都道府県5件)もあれば、連絡していないケース(2地方整備局3件)もあり、同じような事案であっても機関ごとに処理結果の連絡が違っている状況がみられた。

国土交通省は、通報事案の処理結果の通報者への連絡について、「行政処分に至らない事案について、地方整備局が、法令違反の疑義により親事業者に検査を行った事実や行政指導を行った事実を対外的に明らかにすることは、当該親事業者の社会的信用を失墜させる等の不利益を与えるおそれがあることから、慎重に対応すべきものであるが、事案によっては処理結果を通報者へ連絡できるものもあると考えている」としているが、今回の調査結果にも現れているとおり、実際上は、各機関の判断に委ねられており、統一的な取扱いにはなっていなかった。

このように、それぞれの地方整備局又は都道府県によって、通報事案の処理結果の通報者への連絡に関する取扱いが異なることは、通報者の立場からみると、機関や地域によって受けられる対応が違うということになるが、その合理性・妥当性や必要性等については不明瞭な状況にある。また、通報者からすると、連絡が行われなかった場合は対応の有無を含め通報がどう処理されたか全く分からない場合もあり (注1)、今回の調査でも一定の下請事業者から、処理結果の連絡を求める意見要望が出されている。他方、通報事案の処理結果は様々であり (注2)、法に違反したとして親事業者が公にされる勧告や行政処分に至らないものが多い。そのため、処理結果を連絡することについては、勧告や行政処分が行われた場合と同様、一定の不利益を親事業者に及ぼす可能性があることなども考慮する必要があることは一概に否定できないところである。こうした諸点を踏まえ、国土交通省においては、通報者に対する処理結果の連絡の在り方について、改めて検討し、整理する必要があると考えられる。

- (注1) 親事業者から具体的な是正措置がとられた場合には、通報者も地方整備局又は都道府県による指導等が行われたのではないかと推認することができるが、親事業者から何らの是正措置もとられない場合には、地方整備局又は都道府県が事実確認を行ったのか、是正措置を講ずるよう指導するまでの事実が確認できなかったのかなど、地方整備局又は都道府県の対応を通報者が知ることができない。
- (注2) 通報を端緒として、地方整備局及び都道府県が事実確認を行い、法違反のおそれがあるとして指導するケースもあれば、事実確認を行ったものの法に違反する行為は特段認められないというケースも存在する。

また、下請法違反の被疑事実についての申告に関し、その処理結果の申告者への連絡について、調査した中小企業庁及び経済産業局における対応をみると、①指導を行ったという情報だけが「一人歩き」して親事業者に風評被害を招きかねない、②親事業者による損害回復措置が図られれば、結果として、下請事業者も処理結果を知ることになるとの考え方により、処理結果を申告者に連絡しないという取扱いを行っていた。

一方、同じく下請法違反の申告を取り扱う公正取引委員会は、下請法違反の申告に当たって、図表 3-⑧の申告様式のとおり、「処理結果の通知希望の有無」を確認した上で、通知を希望する者に対しては、必ず処理結果を通知することとしており、その

理由については、独占禁止法の取扱いに倣ったものと説明している (注)。

(注) 独占禁止法に違反する事実があるという報告が、報告者の氏名又は名称及び住所が記載された書面で行われ、具体的な事実を示しているものである場合には、公正取引委員会は、その報告に係る事件についてどのような措置をとったか、あるいは措置をとらなかったかを報告者に通知することになっており(独占禁止法第45条第3項)、これは報告者の関心に応え、報告者の便宜を図ることを趣旨としているもので、同法の補完法である下請法もこれに倣い、申告者が処理結果の通知を希望する場合には、通知することとしていると説明している。

## 図表 3-8 公正取引委員会の下請法違反の申告様式(抜粋)

●通知希望あり○通知希望なし通知希望なし通知を希望する場合は、上記(1)、(2)、(3)、(6)及び(7)の記入が必要です。

このように、同じ下請取引に関する下請法違反の被疑事実の申告でありながら、中小企業庁・経済産業局に申告した場合と公正取引委員会に申告した場合とで申告者への対応が異なっている。中小企業庁(経済産業局を含む。)の対応については、前述の建設業法違反の通報の場合と同様、現行の考え方を直ちに否定することはできない一方、公正取引委員会に申告した場合と同様の対応を申告者は受けることができないということの合理性等は不明瞭である。また、今回の調査でも、一定数の下請事業者から処理結果の連絡に対する意見要望があることを把握しているところである。こうした点を踏まえ、中小企業庁においては、申告者に対する処理結果の連絡の在り方について、改めて検討し、整理する必要があると考えられる。

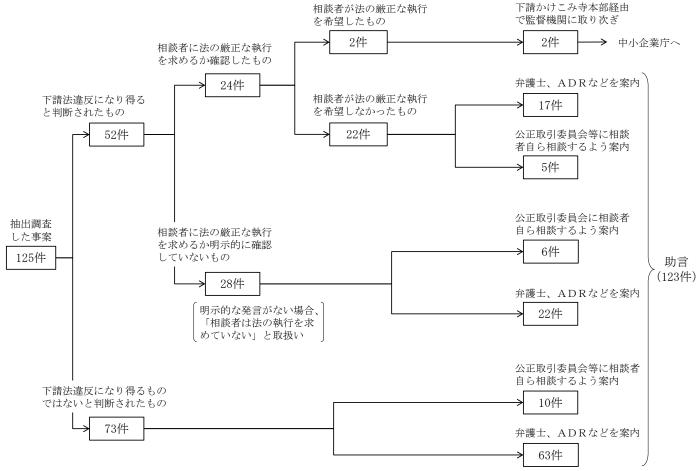
#### (国の積極的な関与)

今回の調査によれば、事業者は国に対し「親事業者との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい」との要望を持っている。これに関し、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県における事案の処理状況をみると、以下のような状況がみられた。

#### ① 下請かけこみ寺

12 下請かけこみ寺において抽出調査した相談事案 125 件の対応状況をみると、図表 3-⑨のとおり、各かけこみ寺において下請法違反になり得ると判断した事案は52 件あり、そのうち2 件は中小企業庁に取り次がれた一方、残る50 件については、公正取引委員会に相談するよう案内する、弁護士の無料相談やADRを案内するなどの対応がなされていた。

図表 3-9 下請かけこみ寺における相談事案の対応状況



(注) 当省の調査結果による。

下請かけこみ寺自身は、中小企業庁や経済産業局のように下請法の執行、すなわち指導等を行う権限はないが、相談者の意向を適切に踏まえて、法の執行を要する可能性のある事案を適切に経済産業局に取り次ぐ役割を担っている。具体的には、相談者の話を親身に聞き誠意ある助言を行うこととされ、また、相談を受けた事案が下請法違反になり得るものであり、相談者が同法の厳正な執行を求める場合、下請かけこみ寺本部を経由して管轄の経済産業局に取り次ぐこととされている(「「下請かけこみ寺」相談・ADRに係る事務手続きマニュアル」(平成20年4月1日公益財団法人全国中小企業取引振興協会下請かけこみ寺本部)。以下「かけこみ寺事務処理マニュアル」という。)。

しかしながら、12 下請かけこみ寺における処理状況や処理方針を調査したところ、下請法違反になり得る事案への対応において、i) 相談者の意思の確認が不十分な例、ii) 法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる例がみられ、経済産業局に適切に事案を取り次ぐという下請かけこみ寺の本来の機能が十全に発揮されていない実態が把握された。このように、しかるべき取次ぎがなされない場合、経済産業局等による指導等が行われるべき案件が、結果として、それがなされない余地を生むことになる。

## 【相談者の意思の確認が不十分な例】

5下請かけこみ寺は、相談者の側から明示的に厳正な法の執行を求めてこなかった場合であっても、下請かけこみ寺の側から「経済産業局に連絡して対応してもらうか」、「監督機関に指導を求めるか」などの点を相談者に打診して、その意思を確認していた。しかしながら、残る7下請かけこみ寺は、このような意思確認を行っておらず、相談者の側から明示的に厳正な法の執行を求める旨の発言がなされない限り、「その相談者は下請法の厳正な執行を求める意思はない」と取り扱っていた。そのため、これらの7下請かけこみ寺が取り扱った28件(下請かけこみ寺としては法違反になり得ると考えていたもの)は全て、法の執行が求められていない事案と処理され、経済産業局に取り次がれなかった。

このように、下請かけこみ寺によって意思確認の有無に違いがあることは、全国 共通であるはずの行政サービスを実施していないことになるため、それ自体問題が あるが、それ以上に、厳正な法の執行を求めるか明示的に意思確認しないという対 応は、経済産業局に取り次がれるべき案件が取り次がれない余地を生むという点で 問題がある。下請事業者の多くは下請法を必ずしも十分に理解していないので(前 掲2(2))、下請法に基づき国がどのような対応を講じてくれるかを知り尽くしている 訳ではない。したがって、相談者の側から法の執行を求める旨の発言が出てこない からといって、それを希望していないものと一律に解することは不適切である。相 談した下請事業者の中には、法の執行という解決手段についてそもそも知識がなか ったものの、下請かけこみ寺の方からそのような選択肢もあることの説明を受けれ ば、それを希望する者がいる可能性も十分考えられる。しかるに、上記の7下請か けこみ寺のような対応では、経済産業局に取り次がれる余地がなくなり、指導がな されるべき案件が埋没してしまうおそれがある(注)。

(注)下請かけこみ寺本部では、「下請法の適用の有無が確実ではない状況において、下請法の厳正な執行を求めるかどうかを確認すると相談者に大きな期待感を持たせてしまう」、「相談者の悩みを解消するためにかけこみ寺としてどのような対応がとれるかを第一に考えている」ため、厳正な法の執行を求めるかどうか確認する必要は必ずしもないとしているが、行政庁による指導など法の執行が相談者の問題を解決する手段の一つたり得ないわけではない以上、相談者に示さないことは正当化されない。

### 【法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる例】

かけこみ寺事務処理マニュアルでは、受け付けた事案が下請法違反になり得るものであり、相談者が行政による厳正な法の執行を求める場合、下請かけこみ寺本部を経由して管轄の経済産業局に取り次ぐものとされ、相談者が親事業者の報復を恐れている場合は、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明することとされている。また、下請かけこみ寺本部によると、相談者が親事業者との取引の継続を希望しつつも、行政による厳正な法の執行を求めている事案については、同マニュアルどおり、下請かけこみ寺本部を通じて経済産業局に事案を取り次ぐことになるとしている。

しかしながら、下請かけこみ寺の中には、かけこみ寺事務処理マニュアルとは別 に独自の運用として、相談者から厳正な法の執行を求められた場合であっても、下 請かけこみ寺自ら事案を経済産業局に取り次ぐと相談内容を正確に伝えられない可能性があるとして、相談者自ら経済産業局や公正取引委員会の地方事務所に申し出るよう求める対応を行うこととしているもの(1機関)のほか、相談者が「厳正な法の執行」と「取引の継続」の双方を求めている場合は、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明するが、匿名で調査しても、相談したことを親事業者に疑われて、取引が停止される可能性がないとは言い切れないことも説明し、相談者に判断を委ねるという独自の運用を行っている機関もあった(3機関)。

中小企業庁は、かけこみ寺事務処理マニュアルにあるとおり、相談者が取引継続の希望を持っているからといって、下請かけこみ寺から経済産業局に取り次がなくてよいという方針としていないが、上記のとおり、現場では必ずしもかけこみ寺事務処理マニュアルの方針に沿った対応が実践されていない。その結果、経済産業局に取り次がれて然るべき案件が取り次がれず、指導がなされるべき案件が埋没してしまうおそれがある。なお、下請かけこみ寺から下請かけこみ寺本部に上がった案件は、経済産業局に取り次ぐ前に、再度、相談者に対する意向確認が行われることとなっているため、取引継続への希望を理由に、末端の下請かけこみ寺の段階で、法執行が求められている案件を止めてしまう必然性は乏しい。

そもそも、下請法は、取引の適正化を図ることを目的とし、報復行為を禁止行為の一つと規定している以上、上記のような、法の執行によって取引の継続が犠牲になるとの前提に立った行政側の対応は不適切である。相談者が求めているのは、法の執行によって取引が適正化された上で継続していくことであって、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明するが、匿名で調査しても、相談したことを親事業者に疑われて、取引が停止される可能性がないとは言い切れないことも説明した上で、判断を相談者に委ねるのは、特に相談者は弱い立場にあることを考慮すると、相談者の要望に十分応えた対応とは言い難い。確かに現実的には、親事業者に指導等がなされた後、当該親事業者が相談者(下請事業者)に対し報復行為を行うリスクがあることは否定できないが、それ故に経済産業局への取次ぎをせず、法の執行の道を閉ざすというのは本末転倒と考えられる。

上記のほか、今回調査した下請かけこみ寺においては、経済産業局への取次ぎが 僅少である一方、相談者に対し、公正取引委員会に相談するよう案内している対応 事例が相当程度みられた。具体的には、抽出調査した 125 件のうち 21 件が、相談 者自ら公正取引委員会の地方事務所に相談するよう案内している対応であったが、 その理由等は以下のとおりであった。

- i) 下請法の解釈・適用判断に関わるため 10件 この中には、次のような例がある。
  - ・ 下請法の適用関係について下請かけこみ寺本部に確認したが、同本部からは、「同本部は行政庁ではないので最終的な判断はできないため、公正取引委員会に判断を仰ぐように」とする旨の返答があったため、相談者自ら公正取引委員会に相談するよう案内した例
  - 下請法に抵触するか否か直ちに判断することが難しい場合は、公正取引委

員会の対応の方が迅速なため(下請かけこみ寺本部経由での対応は時間が掛かり非効率)、公正取引委員会を直接案内することにしている下請かけこみ 寺の例

・ 下請法の適用の有無について、相談者自身で公正取引委員会又は経済産業 局に確認するよう助言している例。(なお、この事例では、下請かけこみ寺 自身で経済産業局に照会することはしていない。)

#### ii) 下請法違反になり得るため 8件

このうち、相談者に法の執行を求めるかどうかを明示的に確認していない下請かけこみ寺の事案は5件、確認することとしている下請かけこみ寺の事案は3件。

#### iii) その他 3件

かけこみ寺事務処理マニュアルでは、対応・判断に困ったときは下請かけこみ寺本部に連絡することとされているが、その具体的なケースは示されていない。下請かけこみ寺本部によると、明確に定められてはいないが、下請法の解釈を問われている事案、法違反か否かの判断に悩む事案、法違反と思われるが相談者が行政の対応まで求めていない事案については、公正取引委員会に相談するよう相談者に勧めることがあるのではないかとのことであった。

上記の事例のとおり、今回調査した下請かけこみ寺では、法の解釈等に関わる案件や法違反になり得る案件について、相談者に対し公正取引委員会に相談するよう案内しており、その際、最寄りの公正取引委員会の地方事務所の連絡先を教える対応を行っている機関もあった。公正取引委員会を案内すること自体が問題とは言えないが、相談者にとっては、公正取引委員会に連絡し、相談日程を調整し、事案内容を一から説明しなければならないことから、一定の負担(二度手間)がかかる。また、実地調査した下請事業者からは「多くの事業者は行政機関に対して「敷居が高い」というイメージを持っている」という意見も聴かれており、そうした実務的・心理的負担等から公正取引委員会に結局は相談しないという結果になることもあり得る。公正取引委員会を案内している以上、下請かけこみ寺としても、当該事案が法執行を要する事案である可能性を否定している訳ではないにもかかわらず、相談者任せのため公正取引委員会への事案の到達は十分に確保されていない。こうした点を踏まえ、下請かけこみ寺においては、公正取引委員会を案内する場合には、相談者の負担を軽減し、相談者と公正取引委員会をつなぐきめ細かな対応を行うことが望ましい。

### ② 地方整備局及び都道府県

調査した地方整備局及び都道府県においては、建設業の請負代金の支払に関する 通報事案について、受付を端緒に親事業者に対する事実確認を行い、指導を行って いるものがある一方で、同種の事案でありながら同様の事実確認(当事者双方の主 張や契約書類の確認など)をすることなく、民事契約に関することとして、建設工 事紛争審査会や建設業取引適正化センターに相談するよう案内するものがあり、機 関ごとに取扱いが区々となっている次のような事例が把握された。

## 【建設業の請負代金の支払に関する事案に係る取扱いが区々となっている例】

国土交通省は、請負代金の支払に関して、「下請負人及び元請負人から事実確認 した上で元請負人に対して指導すべき事実が確認できた場合は、指導を検討するこ ともあると思われるが、当事者間の主張が食い違う場合、契約書類がないこと等の 理由により責任の所在が判断できないことが多く、そうした場合は、弁護士、建設 工事紛争審査会、建設業取引適正化センター(弁護士等の相談指導員)の活用によ り対応することとなる」としている。

しかしながら、調査した地方整備局及び都道府県における建設業の請負代金の支払に関する事案(抽出調査した 191 件のうち 144 件)の処理をみると、相談者が親事業者に対する指導を求めている場合、事実確認を行った上で、指導を行うなど問題の解決につなげる対応を行っている例がある(1地方整備局及び1都道府県)一方で、当事者の一方にしか言い分を確認せず、かつ、「請負代金の支払は民事契約上の債権債務に関することで行政が関与することは不適切」などとして、建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターを案内する、又は、弁護士に相談するよう求めるなど、十分な事実確認を行う対応がなされていない例があった(1地方整備局及び7都道府県)。

後者の対応は、上記の国土交通省の考え方と 齟齬 するものであり、また、建設業法に違反するかどうかの事実確認を行わないまま、民事契約に関するものとして建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターを案内することは、法律によって一定の行為を義務付け、又は禁止している意義を失わせることになりかねない。このため、こうした事案への対応(行政の関与の在り方)について運用の統一を図る必要があると考えられる。

### (6) まとめ

国は、いわゆる下請いじめなどにより悩みを抱えている下請事業者からの個別の相談等に対応できるよう、全国に相談窓口を設置している。具体的には、公正取引委員会、中小企業庁、経済産業局、下請かけこみ寺のほか、建設業法関連の相談窓口が地方整備局及び都道府県に設置されている。

しかしながら、当該窓口を利用する下請事業者は少数となっている。その理由は様々であるが、そもそも「相談窓口等の存在を知らなかった」ことが主な理由の一つであった。相当程度の事業者が「知っていれば利用したと思う」と回答し、「もっと相談窓口の存在をPRしてほしい」との要望をしていることを踏まえ、相談窓口については一層の周知に取り組む必要があると考えられる。

一方、窓口を利用した下請事業者の 5 割が「問題の解決につながらなかった」とし、窓口の存在を「知っていても利用しなかったと思う」とする事業者も多く、また、利用しなかった理由として親事業者からの報復(取引関係の解消)の恐れ等が挙げられていることから、窓口の周知のみでは十分とはいえない。

窓口の対応に関しては、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などを求める意見要望があったが、現場の窓口では必ずしもこれらのニーズに応える取組が十分ではない状況がみられた。具体的には以下のとおりであり、今後、相談窓口の機能を一層向上させていく観点から、業務運営等における改善・見直し等が求められる。

- ① 親事業者による報復の防止を求める意見及び相談事案の継続的なフォローを求める意見は多いが、1 機関を除き、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県においては、そもそも、相談事案に係る親事業者との取引の継続状況を把握する取組は行われておらず、報復に関する状況把握は何ら行われていなかった。報復の判断は現実的には極めて難しい点を考慮しても、国に相談することによる親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談対応後の取引状況をフォローする取組に着手する必要がある。
- ② 下請事業者からは相談等を行った事案について処理結果の連絡を求める意見要望があるが、建設業法違反の通報について、その処理結果を通報者に連絡するかどうかの取扱いが機関(地方整備局及び都道府県)によって異なっていた。また、下請法違反の申告について、中小企業庁及び経済産業局は、公正取引委員会と異なり、処理結果を申告者に連絡しないという取扱いを行っていた。このように、同じような事案であっても、機関によって、処理結果の連絡を受けられる通報者・申告者とそうでない者が発生しており、その合理性等が不明瞭な状況となっている。こうした点を踏まえ、国土交通省及び中小企業庁においては、必要に応じ他の関係機関とも協議しつつ、処理結果の連絡の在り方について検討し、整理する必要があると考えられる。
- ③ 下請事業者からは問題解決のため国の積極的な関与を求める意見要望があるが、調査した下請かけこみ寺においては、下請法違反になり得る事案について、相談者の意向に応じ、経済産業局に適切に取り次ぐ役割が担わされているにもかかわらず、法の執行に関する相談者の意思の確認が不十分、あるいは法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる対応がみられ、その結果、行政指導の対象となり得る事案が経済産業局に確実に取り次がれないという状況がみられた。こうしたことが起こらないよう、下請かけこみ寺における相談者への意思確認の方法の明確化や、経済産業局に取り次ぐ事案についての運用ルールの徹底が必要である。また、相談者に公正取引委員会に相談するよう案内する対応も相当数あったが、相談者に負担がかかるとともに、中には法執行を要する可能性がある事案もあることから、下請かけこみ寺においては、相談者の負担を軽減し、相談者と公正取引委員会をつなぐきめ細かな対応を行うことが望ましい。

④ 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県においては、i)継続的なフォローを求める意見との関連では、通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例、ii)国の積極的な関与に対する意見要望との関連では、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示することで処理を完了とする取扱いとする例などがみられたところである。こうした対応については、相談や通報及びそれを端緒とした指導・処分を通じて下請取引の適正化を図るという窓口としての機能を十分に発揮する観点から見直す必要があると考えられる。

## 【所見】

したがって、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、相談等を受け付ける窓口が、下請事業者のニーズ等に応じ、その機能を一層発揮できるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、その運用する相談窓口について、 下請事業者に対する一層の周知を図ること。
- ② 経済産業省及び国土交通省は、親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること。また、下請事業者からの下請法違反又は建設業法違反の申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること。国土交通省は都道府県に対して、通報事案の処理結果の連絡について、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう技術的な助言を行うこと。
- ③ 経済産業省は、下請かけこみ寺における相談事案のうち、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、経済産業省へ取り次ぐ事案についての運用ルールを徹底すること。
- ④ 国土交通省は、地方整備局(駆け込みホットライン)における通報に対する事案処理について、改善措置状況の的確なフォローアップを実施するとともに、建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと。また、都道府県に対しても、事案の処理について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。